

(仮称)三郷市自治基本条例づくり 庁内検討会議
第1回 グループワークの記録

平成20年8月18日(月)午後1時30分～4時30分

出席者 並木総務課長 田中企画調整課長 前田財務課長 関根環境経済部参事
田中建設部副部長 相澤会計課長 白石水道部参事 中村学校教育部副部長
大村生涯学習課長 大熊選挙管理委員会書記長 黒川農業委員会事務局長
小澤監査委員事務局次長 大野収税課長
事務局 須賀企画調整係長 日暮主任

< 1班 >

1. 条文の項目の整理

【総則の部分の整理】

- ・ 今回検討している、「1. 自治基本条例の必要性、特に重視したい点など」と「2. 条例の目的」をひとつとして表現してみたらどうか。

2. 自治基本条例の必要性、特に重視したい点など

【三郷のまちづくりのルール】

- ・ 条例はまちのつくり方・ルールを決めるもの。具体的なまちづくりの目標を示すものではない。まちの内容は総合計画で決める。
- ・ まちづくりの方向の確立。10年～20年の方向性を示す。
- ・ 市長公約との整合性をどのようにしていくか。マニフェストと行政計画との整合を図る課題があり、具体的には条文化は出来ないが、どのように考えるか。

【住民自治の明記】

- ・ 憲法と自治法とで示されているが、より市民に近い政府として何を記述するのかの検討が必要。

【参加と協働の促進】

- ・ 市民・団体・行政が自らの責務を自覚し、参加と協働でまちをつくる。
- ・ 市民が市政への関心度を高め、参加と協働を促進する。

【職員に意識改革】

- ・ 市民への見方や自治に関する見方を職員に根付かす条例にしたい。三鷹市広報(自治基本条例特集版)で紹介されているような利用の方法もある。

3. 条例の目的

【まちづくりのルール化】

- ・ 三郷市独自のルールづくりと将来の方向性を示す。
- ・ みどりと調和したまちづくりを目指すことを示す。
- ・ まちのつくり方(ルール)を議論する道具とする。

【市民活動のルール化】

- ・ 市民相互のかかわり合いの密度を高める。

【周知徹底のルール化】

- ・ 明文化することで、まちづくりのルール化を周知する。

4.用語の定義

【市民の定義】

- ・ 市民の定義は広く考える。
- ・ 「パブリックコメント」「まちづくり指針」と、同様の定義でよいのではないか。
- ・ 「パブリックコメント」に示されている市民の範囲の中に、「市内で活動をする者」を市民に含めているが、活動者は確認する方法がなくあいまいなので含めないほうが良い。
- ・ 税の負担との関係で、市民の範囲は限定したほうが良いのではないか。
- ・ 住所を有しているものと有していないもの（納税義務のあるものとそうでないもの）は、分けて表現したい。
- ・ 市民の範囲は納税者に限定するものではないが、条文の内容によって限定するものと限定しないものとを分けて具体的に表現する。

5.理念・原則

【市民憲章との関係】

- ・ 市民憲章の内容でよい。

【参加と協働】

- ・ 参加による市民自治を示す。
- ・ 参加と協働の2つは重要だ、自治の基本と思う。
- ・ 参加と協働は重要だが、クレーム的なものを分けたい。

【市民本位】

- ・ 国民主権と同様、市民が主体として明記する。
- ・ 市民本位を示す。

6.条例の位置づけ

【最高規範性】

- ・ 最上位性を明らかにする必要がある。
- ・ 最高法規としての位置づけにする。

【見直しについて】

- ・ 最高法規に見合う見直しを考える。
- ・ 最高規範性があるが憲法と違い、見直しの方法は十分検討する必要がある。
- ・ 定期的な見直しを行う。また、これにより、条例を周知する良いきっかけとなる。

7.市民の権利

【権利の項目】

- ・ 市民の安全の保障。
- ・ 基本的人権の確保。
- ・ 健康で生活できる。
- ・ 行政サービスが公平に受けられる。
- ・ 市政への参加。
- ・ 知る権利。
- ・ 情報開示請求権。
- ・ 憲法で保障されている権利をあえて条例で示す。
- ・ 他条例にもあるがあえてこの条例で示し、念押しにする。

【市政への参加】

- ・ 参加は権利であることを意識してもらう。

- ・ 市民の参加する権利を保障する。
- ・ 知る権利や参加の内容はほどほどに表現し、具体的には別途定めることで良い。
- ・ 参加の権利を制度的に保障する内容にする。

8. 市民の責務

【責務の項目】

- ・ 納税。
- ・ 投票。
- ・ 権利を行使するための責務。
- ・ 市民参加で決定した事項等に責任を持って、実施・完遂をすること。
- ・ まちづくりの主体としての責務。
- ・ 発言、行動に責任を持つ。
- ・ 企業の社会的責任。

【表現方法】

- ・ 協力や努力など、責務についてきっちり規定したい。

9. 情報の共有

【共有の項目】

- ・ 情報公開。
- ・ 情報提供。
- ・ 個人情報の保護。
- ・ 市の説明責任。
- ・ 市民の知る権利。
- ・ 議会についても三鷹市のように記述する。

【情報提供の方法】

- ・ 複数の方法で行うことの明記。

10. 参加

【参加の項目】

- ・ 参加の条件を広く公開する。
- ・ 多様な参加の機会の確保を明記。
- ・ 市政への参加。
- ・ 事業活動等の参加。
- ・ ボランティア等への参加。
- ・ 市民の参加のもと、市政が行われていることの明記。

【明文化する必要があるか】

- ・ 参加はどこにも出てくるので、権利のところでは明文化したら、協働のみを示せば足りるのではないか。

< 2班 >

1. 自治基本条例の必要性、特に重視したい点など

【自治基本条例は本当に必要か】

- ・ 自治基本条例がなくても、三郷市はつぶれないのではないか。なぜ必要なのか。
- ・ 「社会状況の変化」はいつの世にもあるもので、この条例は一過性の流行のものとならないか心配。

【意義のある自治基本条例を】

- ・ 地方自治法の焼き直しであれば必要ない。
- ・ 他の自治体の条文と類似させるのではなく、三郷市ならではの条文が必要だと思う。そのため、少数、特定の自治体でしか取り上げていない条項が知りたい。

【住民自治と団体自治】

- ・ 自治基本条例は、「参加と協働」のルールなのか？それだけでは住民自治のみに焦点を当てているようである。団体自治、自治体経営の視点も重要ではないか。
- ・ 「参加と協働」の施策は、これまで、団体自治の名のもとに住民自治が見過ごされてきたことに対する反省と捉えられるので、推進すべきである。
- ・ サイレントマジョリティが多くいる。彼らへ何らかの働きかけをしないで策定しても市民のための条例になるのか疑問。
- ・ 制定権力を持つのは住民なのか、長なのか、議会なのか。条例のあり方に関わる。

【条例の体系化】

- ・ 三郷市の既存の条例や今後必要になる新規の条例も含めて、体系を整理しておく必要がある。
- ・ 議会基本条例を同時に検討すべきではないか。
- ・ 自治基本条例を最高法規として他の条例を同時に作っていくべき。
- ・ 条例制定後、自治体が大きく変わった例はあるか。

2. 検討プロセスについて

【庁内検討の進め方】

- ・ 検討スケジュールが短い。
- ・ ポイントを絞って検討を進めるといい。
- ・ 数回の検討で行うのであれば、事務局によるたたき台をもとに議論してはどうか。
- ・ 現在策定中の基本構想と自治基本条例の連携はどうなっているか？内容もどのように関連させるのか？
- ・ 実効性のある条例にするためには、検討ステップをきちんと踏むべき。また、市長のリーダーシップが発揮されることが重要である。

【自治基本条例づくりにおける市民参加】

- ・ 今年度実施予定の市民意識調査に自治基本条例に関する質問を含められないか。
- ・ 自治基本条例の理念が参加や協働であるならば、自治基本条例に基づいて市民が自主的な活動を行うようになることが重要だが、行政主導で条例を策定するとその土台ができないことになる。制定後の働きかけに、行政のエネルギーが必要になってしまう。市民参加を充実させるべき。
- ・ 固定メンバーによる市民ワークショップが必要だ。固定のメンバーは、無作為抽出によるものであるとより望ましい。パブリックコメントのように待ち受けではなく、継続的に働きかける方法であるべき。

3. 自治基本条例の位置付け

【自治基本条例とは】

- ・ 市民憲章が大きな目標としてあるなら、総合計画はそれを具現化する計画であり、行政評価はそれを評価するもの。一方、自治基本条例は総合計画などの計画を実行するための制度だ。
- ・ 条例制定がゴールではなくスタートである。市民も議会も行政も自治のツールとして宣言するもの。

【自治基本条例に規定すべき内容の考え方】

- ・ 地方自治法に定められているもの以外を規定すればよい。
- ・ 個別条例の積み重ねがあればよく、整文法にする必要はないのでは。
- ・ 実効性がなければ意味がないので、理念のみの条例は必要ない。
- ・ 条例は簡単に改定すべきものではないので、最大公約数の大きな理念のみ規定しておけばいいのではないか。
- ・ 市長の政策によって改定が必要になるような細かい内容は規定すべきでない。
- ・ 市長が変わっても、市民にとって重要性の変わらない必要なものだけ規定すべき。

4. 自治基本条例の理念

【参加と協働】

- ・ 「自らのまちは自らの手でつくる」という意識は、住民と行政の相互に必要。しかし、具体的に、住民と行政がどのように関わっていくのか、イメージがわいていない。
- ・ 参加と協働の住民自治。

【決断と実行】

- ・ 団体自治については、「検討と先送り」を排除して、「決断と実行」を理念とすべき。

【参加・協働】

- ・ 「市民参加」といっても、どのように参加させるかが問題。
- ・ 住民参加、協働が美德のように言われるが、隣組の再現のようで恐さを感じず。
- ・ 市民参加とは、行政施策が市民ニーズからかけ離れていることが背景にある。ニーズにあった施策展開が必要。
- ・ 市民満足度の高い施策を行うためには、いかにして市民の意見を反映させるかが重要である。今後その仕組みを充実させたい。
- ・ 「参加と協働」を突き詰めると議会制民主主義と矛盾しないだろうか。整理が必要。
- ・ 現状でも、各分野でさまざまな参加や協働が行われている。それらを束ねるものが自治基本条例だ。具体的な現状、課題を把握する必要がある。

【市民広聴】

- ・ 市民ニーズを徹底的に聴くことが重要。

【行政の情報発信】

- ・ 公開請求を受けてから公開するのではなく、積極的に発信していく姿勢が重要だ。

【県や国との協働】

- ・ 県や国と対等な立場に立っての協働もありえる。

5. 「市民」の定義

【市民は広く捉えるべき】

- ・ たとえば、パブリックコメント条例では通学者も「市民」としているが、未成年である通学者の保護者も「市民」と考えられるのではないか。あるいは、来訪者も市の利害関係者である、など広く捉えて自治体経営を考えたい。また、そういった広い意味での「市民」に対して情報発信があるべきだ。

【最高規範であるなら限定的に捉えるべき】

- ・ 「市民」を広く捉える考え方はわかるが、自治基本条例に規定するとなると、他の条例との整理が必要である。最高規範となる条例でいう「市民」が個別条例では「市民」から除外されるようなことがあると問題。
- ・ 個別条例にゆだねて、自治基本条例には定義しないことにしたらどうか。そのほうが柔軟に対応できる。

6. 「市民」の権利と責務

【市民の責務を明記すべき】

- ・ 市民も市を構成する一員として発言に責任をもつべき。
- ・ 納税の義務など、権利の裏返しで責務規定を明確にすべき。

7. 議会

- ・ 議会基本条例を条例全体の体系の中で整理すべき。
- ・ 議会は市長執行機関とは独立した機関である。市長が提案する内容ではない。

8. 市長・執行機関

【市長・執行機関の規定は必要ない】

- ・ 市長、執行機関については、地方自治法や行政手続法があるので、改めて規定が必要ないのではないか。

【市長・執行機関の基本理念や実行力のある規定が必要】

- ・ 自治体経営の基本理念と新たな制度の創設など、実行力のある規定をすべき。
- ・ 単なる理念規定や地方自治法に基づくような「市を設置する」などの条文は必要ない。

【自治体経営】

- ・ 自治体経営の基本理念として「市民起点」の視点や「評価重視」、予算消化主義からの脱却などが重要な視点であるとする。
- ・ 自治基本条例を踏まえて、自治体経営の指針を策定すべき。

【補佐官の設置】

- ・ 三鷹市の例もあるが、市長の補佐官、シティマネージャー制度などを検討するなら自治基本条例に規定する価値がある。

【行政評価への外部評価の導入】

- ・ 行政評価への外部評価制度導入は必要だ。教育委員会も法改正により、導入することになった。
- ・ 内部による財務部評価を導入したうえでの外部評価が望ましい。

【財政状況の公表】

- ・ 財政状況の公表は今後必須である。

【総合計画】

- ・ 市長が変わったら総合計画を改定する。

【広聴による計画行政】

- ・ 各町会の懇談会を行うなど、徹底的に市民ニーズを聴くことを重視したい。
- ・ 行政案に対するパブリックコメントとは違い、どのような行政施策が必要かについての市民ニーズを把握する必要がある。

【補助金改革】

- ・ 補助金の交付を公募制、プロポーザル制にする。